

概要書面

第一条 会員登録

1. 会員資格満20歳以上で日本在住の成人(学生は不可)
2. 会員として、適性を疑われる恐れのある方は会員になれません。
3. 記載されている事項を全て理解し納得した上で自らの意思に基づき署名捺印してください。

オンライン申請は代理店申請書のQRコードより申請して下さい

4. 定める特定負担 1万3千円 コスモクラブ仕入れシステム使用料
特商法で連鎖販売取引定義第33条 役務の対価適応

第2条 販売規約

1. 会員は規約を厳守し、共同意識を持ちシステムの進行は会員個々の理解と努力、互いの精神が基本となり目標を達成します。
2. 会員関連法案を厳守できない方は会員登録抹消となります。
3. 会員の行動は会員の責任に於いて行うこと。
尚当クラブがその責任を負うことはできません。
4. ビジネスプランは別紙を参照してください。
5. 代理店募集活動を行うことによりコミッションをお支払いいたします。
その際事務手数料10%を差し引いた金額を」お支払いいたします。
6. コスモクラブ仕入れシステム使用料 2ヶ月ごとの更新が必要です。
7. コスモクラブ登録いただくと取扱商品を会員価格で購入できます。
商品、サービスは右のQRコードを参照ください。



第3条 禁止事項

(特定商取引に関する法律による禁止事項)

1. 貴方が販売する商品についてその種類や性能・品質について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
2. このビジネスを始めるにあたり必要な登録料・商品購入価格について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
3. 一部の成功者の例を用いてあたかも会員が成功するような誘い方や儲かるといった誘う方をする行為、又は入会してからすぐに売り上げ差益利が手に入るだとかお金が儲かる又はお金が儲かるといってお客様の入会を煽るようなこと。
4. ボーナス手数料について説明していなかったり事実と異なることをいうこと
5. 契約の解除(クーリングオフ)について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
6. 契約をさせる為、または契約の解除を妨げる為に人を脅迫して困惑させること。
7. 商品販売時に薬機法(旧薬事法)に違反又はの疑いのある言動や行為をすること。
8. 特定商取引法、刑法、消費者契約法等関連法規等に違反又はの疑いのある言動

や行為をすること。

9. 弊社の信用を著しく損ねる行為をすること。
10. 会員が無断で弊社が所有する商標(ロゴ)照合を使用すること。
11. 上記1～10までの他にこのビジネスについて相手方の判断に影響を及ぼすことになる重要な事項に関して説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
支払い日までに禁止事項に抵触した代理店には活動費はお支払いいたしません。

その他のルール

1. 関連法規の改定、社会情勢その他の事情により規約およびこの契約に伴う諸規約の改定が必要であると当社が判断した場合、それらを会員に事前に通知することなく改定することができる。
2. 見解の相違が発生した場合は弊社の考え方を優先するものとする。
3. 何らかの事由で会員との間で紛争が生じた場合、弊社所在地の管轄する裁判所を所属管轄とする。

* クーリングオフの説明

1. クーリングオフとは(特定商取引に関する法規)により定められた消費者限定保護のための規定で初回登録から20日間は書面により登録の解約解除を行うことができます。
2. 書留ハガキが到着確認後を起点とし、当月20日×の翌月10日返金となります。但し使用または開封後の商品は対象外となります。
3. クーリングオフ対象が報酬支払済の場合は次回報酬相殺又は報酬が不足の場合は報酬取得者より報酬返金後の対象となります。
4. 下記記入内容をもれなく記入。簡易書留にて送付してください。
(クーリングオフ規定日)

記入内容

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 申込日 | 2. 登録者の氏名 | 3. 紹介者 |
| 4. 登録者住所 | 5. 電話番号 | 6. 初回費用 |

上記日付の申請を撤回し契約を解除します。